

藤枝市従業員労働環境改善事業実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、藤枝市従業員労働環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（平成28年藤枝市告示第70号）（以下、「交付要綱」という。）第4条および別表に掲げる補助対象の「自己の所有する藤枝市内の建築物」について、交付要綱第12条に基づき、必要な細目を定める。

(定義)

第2条 交付要綱およびこの要領において「自己の所有する藤枝市内の建築物」とは、事業に使用する藤枝市内の建築物を指し、それぞれの各号に定めるものをいう。ただし、未登記のものはのぞく。

- (1) 補助金申請者が、申請対象の建築物の所有権を有するもの
- (2) 補助金申請者と申請対象の建築物の所有権者が申請対象の建築物に対し「使用貸借契約」（民法第593条）を締結しているもの

(添付書類等)

第3条 前条第1項第2号に規定する補助金申請者は、交付要綱第5条に定める書類以外に、別に定めるものを提出しなければならない。

附 則

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

区分	提出書類
法人	<ul style="list-style-type: none">・ 法人の登記事項証明書の写し （法人の履歴事項全部証明書の写し）・ 使用貸借契約書の写し・ 建築物所有者の承諾書（同意書）
個人事業主	<ul style="list-style-type: none">・ 確定申告書の写し・ 使用貸借契約書の写し・ 建築物所有者の承諾書（同意書）